

令和3年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
第二期入試 小論文

**【出題趣旨】**

法律家として求められている，一般常識の有無と文章読解力・文章作成能力の素養が備わっているかを試すために出題。

**【採点基準】**

|     |     |
|-----|-----|
| 設問1 | 10点 |
| 設問2 | 15点 |
| 設問3 | 15点 |
| 設問4 | 15点 |
| 設問5 | 45点 |

\*全体として，文章が適切であること，文章表現力があること，自らの意見を的確に述べられていることなどを基準に採点以下は，各設問についての，参考解答である。ほぼ同趣旨の解答がなされていれば満点の採点をし，まとめ方の稚拙や意味の取り違い等があれば，一定の減点を行った。参考答案も，唯一の正解ではないことに注意してほしい。

**【解答例】**

〔設問1〕

会社とか大学とかいう枠が非常に社会的に集団構成，集団認識に機能し，個人のもつ資格自体は第二の問題となってしまうこと。（58字）

〔設問2〕

日本人は社交性が欠如しているので，知らない者との間には見えないネット・ワークによって結ばれているとの考えはないから，「ヨソ者」とは交流した経験のない不安定さがあり，それが外国というソトで生活をするという孤独さの中で，突然同じ日本人を発見したという驚きと混合して，自分の弱みを相手に見せないようにするために虚勢を張るから。（160字）

〔設問3〕

人間関係のあり方が，実際の接触の行動自体に非常に左右されやすくなること。例えば，「いばる」とか「へつらう」といったものが発達するし，「ノー」というような否定形を直接とる返事というものは，上から下へとか全く相反している関係以外にはほとんどつかわ

れなくなる。人間関係の機能の強弱は実際の接触の長さ、激しさに比例しがちになる。例えば、「新入り」がそのヒエラルキーの最下層に位置づけられるといった年功序列制の温床になっている。（208字）

〔設問4〕

先輩・後輩という関係は「タテ」の関係である。しかし、その場にいた学者は欧米人であり、いわゆる序列にあまり重きをおかない社会の人々であるために、この日本的な意識による発言に対して奇異に感じ、しかもそれが彼らと資格を同じくする学者からの発言であったから。（125字）

〔設問5〕

日本における社会集団は異なる資格を持つ者から構成され、資格よりも「場」を優先する。その特徴として、会社を客体視するのではなく、私の、またはわれわれの会社として主体化して認識されている。そして、それは自己の社会的存在のすべてであり全生命のよりどころというようなエモーショナルな要素が濃厚に入っている。この感情的なアプローチが招来するものは、たえざる人間接触であり、これは往々にしてパーソナルなあらゆる分野に人間関係が侵入してくる可能性がある。したがって、個人の行動ばかりでなく、思想、考え方にまで、集団の力が入り込んでくる。こうなると、どこまでが社会生活で、どこからが私生活なのか区別がつかなくなるという事態さえ出てくる。これを労働時間の問題としてみると次のようなことが考えられる。すなわち、職場における公私の区別がつきにくくなると、仕事仲間の関係が勤務時間を過ぎても続く。その分仕事時間にも仕事とは関係のないおしゃべりをしたりする。したがって、仕事時間内とその後の区別が曖昧になりやすい。そうすると、全体としての勤務時間も長くなり、またひとりだけ早く帰ろうとすると、そんなことをしたら変に思うだろうかとか、上司からの心証が悪くなるのではないかなどと気にして、その人自身の仕事は終わっていたとしても帰れなくなる。このようなことから長時間労働が容易に発生しやすくなる。職場における人間関係はエモーショナルな要素が入り込んでくるので、その人間関係の強弱は、実際の接触の長さにより判断される。そうすると、その会社に新しく入ってくる社員は会社という集団におけるヒエラルキーの最下層に位置付けられる。そして、その集団においては「タテ」の関係によって人間関係が構成されているので、同期という「ヨコ」の繋がりよりも、上司部下という関係が強くなる。そのため、よい上司に恵まれれば、新入社員も会社内で伸びるが、意地が悪かったり、仲がよくない場合には、人間関係が直接なだけに、上司の部下に対するいじめが激しくなる。そして、上司からいじめを受けても、その「タテ」の関係には含まれていない同期に相談しようにも、同期はいわば敵であって助けを求めることもできず、弱い人は一層苦しんでしまう。このようなことから新入社員によるパワーハラスメントはなくなるのである。（966字）

令和2年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
10月特別 未修小論文

**【出題趣旨】**

広瀬清吉著「日本社会の法化―主としてドイツとの対比で」(岩波講座「現代の法 15 現代法学の方法の思想と方法」掲載)を引用した文章内容の理解を求め、さらに、井上達夫「法という企て」の「日本的共同体の現実」から抜粋した文章の「過労死や過労自殺」の原因につき、みずから考察することを求めた。

**【採点基準】**以下の参考答案例を元にして採点する。

**【設問1】**配点15点(250字以内)

企業の共同体化(株主、経営者、従業員の目的共同性のシステム化)がみられるが、それは労働者・従業員の企業内における同権的地位を確保しようとする共同決定法や従業員代表委員会法などの法システムに媒介されて、つまり企業の内的構成に法が介入することを通じて成立していると考えられる(企業目的の社会的性格についても判例による支持がある)。それゆえここでの企業の共同体化は、社会国家的=福祉国家的な「企業の法化」として特徴づけられる。(206字)

**【設問2】**配点15点(280字以内)

企業は、統一した目的のために組織され、強い集団内社会規範を維持して、独自のコードをもち、組織を再生産していく一つのシステムであり、こうした組織内では、一般的法規範の妥当が排除されているか、極めて弱いものとしてしか認められない。組織内の関係が、組織外の一般社会の関係と同じように、一般的法規範の規制を受けるとすれば、組織の自律性と効率性を保ちえない、つまり組織的再生産ができないと考えられるからである。システムとしての企業には、法システムは外部環境であり、法システムとは別個の目的をもつ企業システムには法のコードは内部化されえない。このかぎり、すでに企業は、法の出番のない空間を形成している。(264字)

**【設問3】**配点15点(200字以内)

一つは、企業(典型的には大企業)が、企業それ自体の存続と繁栄を目的とする、経営者と従業員の一種の共同体として成立し、かれらにとって「会社」が「社会」として立ち現われるという論理である。もう一つは、このような共同体に人々が吸収されることによって、一般市民社会から市民が姿を消し、市民を構成員とすべき社会が、企業共同体を単位とする社会になってしまうという論理である。(171字)

**【設問4】**配点15点(120字以内)

第一に、市民が独立の法主体として自己の権利を行使する可能性が、根本的に制約される。第二に、労働者が企業との労働契約の当事者として、独立・対等の法的人格として、自己の権利を企業に対して主張することが、極めて制約される。(105字)

【設問5】配点40点（800字以内）

（採点基準 内容としては、種々な理由・対処が考えられ得るが以下を採点基準とする。

- 1 納得できる過労の原因が挙げられていること
- 2 1の原因に対応する会社側の対応策が述べられていること
- 3 日本語として成立していること。
- 4 論理的、説得的に述べられていること

※1-4につき、十分充足している答案 35点以上)

※一応の理由・対処が述べられ、それが日本語として成立し、論理的に、理解できる答案 30点

※一応の理由が述べられ対処が述べられ、理解はできるが、かならずしも論理的とは言えない答案 20点

※一読しても、国語、論理その他の理由で、その趣旨が直ちに分からない答案。 10点以下

※白紙答案 ゼロ

（参考答案）

まず、会社主義においては、個々の従業員の成果が唯一会社からの評価につながり、これにより、従業員の社会的欲求すなわち社会的評価の充足に繋がる。会社も、その従業員の意識を前提に、従業員に対し容易に労働を強化してしまう。

次に、従業員は、自分の能力・努力による成果に、仕事達成感を得る。また、このことは、会社からの評価への期待に繋がるとともに、上司・同僚からの評価、或いは面子が保たれるという面も有する。

したがって、成果を出さないと、個々の従業員は、会社からの評価、仕事達成感を得ることができない。場合には、会社内の非難・批判の対象とな理得る。このことは、本人に焦燥感が生じさせる。さらに、成果は、会社内での昇進・出世に繋がるものであるから、ライバルである同僚に、気安く、詳細に相談することはできない。このことが、孤独感を招来する。したがって、このようなことにならないよう、従業員は、できるだけ努力、すまわち、労働時間の延長、過労に至ってしまう。

この従業員の過労への、会社からの対処は、以下のものがあると考える。

第1に、実際の労働時間を制限する措置、すなわち、社内での労働時間を物理的に制約するが必要である。この場合、従業員帰宅後の自宅労働もできないようにすることが必要である。

第2に、従業員が気安く、診察或いは相談ができる、従業員の健康・精神面をケアする部署を用意することである。従業員の自由意思に任せると、結局、利用がされないことになる。そこで、入社時、配置転換後から一定期間が経過した時は、その利用を強制する。入社後或いは職場内の配置転換後は、業務内容に慣れておらず、過労となる蓋然性が高い。（777字）

以上

令和3年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
第三期入試 小論文

**【出題趣旨】**

本小論文試験は、法曹として要求される文章読解の能力および論理的自己主張能力を試すものである。長文を正確に理解し、設問に対する解答に必要な推理力、要素の抽出能力、論理構造の把握能力、推論・論理の組み立て能力等を多面的に評価することが出題の趣旨である。

**【採点基準】**

各設問の採点基準とした模範答案例は以下のとおりである。

〔設問1〕（配点15点）

意志を生み出すのは情念であり、理性だけで意志を生み出すことはできないからであり、また理性は情念の奴隷であり、理性は情念に仕え、従うこと以外のいかなる役目もけっして任じることはできないから。

〔設問2〕（配点20点）

ハチスンは、受動的で直接的な徳の知覚という実体的な能力を道徳感覚と呼んだが、これに対して、ヒュームは、道徳感覚における共感の作用を強調する。ヒュームは、他人が感じているとおりに他人を察したり、他人に見えるとおりに自分を眺めたりすることで獲得される共感から道徳的区分が生じると主張している。われわれが正義を称賛するのは、正義から利益を受ける人々に共感するからである、とする。

〔設問3〕（配点30点）

スミスは、ヒュームと同様に道徳感情を共感から説明しているが、次のような点で異なっている。第一に、情念を眺めるところから共感が生じるとするヒュームに対して、スミスは、他人の立場に身を置き、他人がどう考えているかを考えることから共感が生じるとする。第二に、ヒュームが道徳感情を「効用」への共感から説明しているのに対して、スミスは、有用な性質が徳として是認されるのは、適正だからであるとしている。第三に、スミスは、道徳感情を安定させるために一般的観点をとることを主張するヒュームと異なり、「公平な観察者」になることで道徳感情がより適切になると主張している。「公平な観察者」とは、「利害に関わらない観察者」であり、スミスは、このような「公平な観察者」が道徳感情の基準になると考えた。

〔設問4〕（配点 35 点）

道徳感情は変わりやすいという問題について、ヒュームは一般的観点をとるべきことを指摘し、スミスは「公平な観察者」となることを主張していた。とくにスミスの「公平な観察者」によれば、道徳感情がより安定することになると考えられる。また、スミスは自己愛から生じる偏った判断を是正するために一般的規則に従うことを主張していた。しかし、こうした公平な観察者や一般的規則による是正によって形成された道徳感情は、もはや感情というものではなく、判断や理性によって獲得されたものであるとみるべきである。道徳感覚が感情から生まれるのであれば、家族愛や祖国愛などに対する是正も必要になるが、こうした感情が是正された「公正な観察者」は感情を有する具体的な人間ではなく、理性や判断から道徳感覚を獲得する抽象的な人間であるということができる。さらに、たとえば、動物を殺すことが許されるかという問題のように、道徳感情は多様であり、「公平な観察者」によっても容易に公平な道徳感情を導くことはできない。スミスの「公平な観察者」の視点を突き詰めると、道徳感覚は感情ではなく、理性や判断から生まれるという結論が生まれるように思われる。

以上

## 令和3年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨

### 第四期入試 小論文

#### 【出題の趣旨】

法律家に求められる一般常識と文章読解力・文章作成能力の基礎が備わっているかどうかを試すために出題した問題である。設問の文章を読み、文章内容を客観的に論理的に把握して、著者の言わんとすることをまとめ上げるほか、著者の使っている各哲学流派のどれかに立脚して自らの意見を立論する、適切に表現できることを審査することが、本問の出題の趣旨である。

#### 【採点基準】

##### 【問1】15点

事故直後の東京電力の対応や、その撤退の希望を一蹴した菅首相の判断、ベントや汚染水放出、海水注入など、ことの賛否が道徳的にも問われ、決定的に分かれるような事態が現実のものとなったこと。(約90字)

##### 【問2】20点

以下を参考に。熟議民主主義に哲学の基礎を統合したのが著者の言説。

(選挙による多数決等の集計民主主義と対比され)「ここで注目されるのが、熟議民主主義である。「熟議」とは、「熟慮し議論する」ということだ。自分の意見をできるだけ明確に述べるとともに、他者の異なる意見にも真摯に耳を傾け、納得したり自分の誤りに気づいたら、自分の意見を修正する。それは、「ごり押し」や「固執」や「論破」ではない。熟議民主主義は、集計民主主義の問題点を乗り越える可能性を秘めている。投票サイクルの状態は、それぞれの見解を修正し合うことでしか解決しない。現代社会には、唯一の「正解」を見出しにくい社会問題が多数存在しているとなれば、なおさらである。政治が素朴な「世論」に左右されたり、「利益誘導」の場にならないためには、何が妥当なのか、何がなされるべきなのかについて、世論そのものの質を高め、「よく練られた世論」によって政治家をコントロールすることが必要である。」田村哲樹「熟議民主主義とは何か」2009年11月10日<<http://lex.juris.hokudai.ac.jp/csdemocracy/ronkou/tamura091110.html>>

##### 【問3】30点

結論 (著者の文章より) 以下を基準にまとめあげの巧拙により、採点。

「以上から、核燃料サイクルは、功利主義も含めて、検討した全ての学問的な政治哲学の観点から見て不正義である。よって、この点で、もんじゅ廃炉という日本政府の決定は正しく、核燃料サイクル政策自体も放棄されるべきだろう。

原発の建設や稼働に関しては、功利主義的観点から見て不正義という判断に傾きつつ



ある。

他の政治哲学から見れば、これはそもそも不正義である。リバタリアニズムからすれば、国家が市場に介入している点で不正義である。リベラリズムからすれば、原発立地地域周辺と他地域との間におけるリスクの格差が許容限度を超えているから、空間的に不正義である。コミュニタリアニズムから見れば、空間的不正義に加えて、原発の建設は近い将来世代に被害を及ぼす危険があるという点で時間的に不正義である。さらに、遠い将来世代に対する害悪をもたらす危険という点で、核廃棄物処理問題の発生も不正義と考えることが可能である。

よって、後の三つの政治哲学から見ると原発推進がもともと不正義である上に、今では功利主義から見ても不正義であるという可能性が濃厚になっている。このような正義論からの考察を踏まえて、この問題にどのような決着を付けるべきかが、日本の民主主義に問われている。」

**【問4】 35点**

文中の各哲学の流派のいずれかの立場に立って、その内容を理解した上で、自分の言葉で原発に対する価値評価ができていれば、30点。原発の是非論だけの答は、よくまとまっていなくても20点。